

第86回定時株主総会招集ご通知に際しての 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

会 社 の 体 制 及 び 方 針

連結株主資本等変動計算書

連 結 注 記 表

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

個 別 注 記 表

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

アイダエンジニアリング株式会社

上記の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の
当社のウェブサイト (<https://www.aida.co.jp>) に掲載することにより株主の皆さま
に提供しております。

会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

①当社が上記体制につき「内部統制システムの整備に関する基本方針」として2015年4月10日開催の取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

なお、当社は既に以下1から10までの各体制を整備しておりますが、引き続きこれを維持するとともにその充実及び改善を図るものといたします。

1. 当社の取締役及び使用人の職務執行の適法性を確保するための体制

当社においては、アイダグループ行動指針を定め、その推進のためコンプライアンス担当役員を任命し、その下にコンプライアンス委員会を設置する体制により当行動指針の徹底を図り、さらに、業務部門から独立した内部統制監査室を設置し当行動指針の実施状況等の調査を定期及び随時に実施する。

当社の役職員が法令違反等の疑義のある行為を発見した場合には、コンプライアンス委員を通じコンプライアンス委員会に報告され、重大性に応じて取締役会において再発防止策を策定する。

また、当社はアイダグループ企業倫理ホットライン制度運用規程に沿って、内部通報制度を充実させ、コンプライアンス違反行為の未然防止、早期発見を図る。

2. 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び当社社内規程に従い適切に保存・管理を行い、また、取締役及び監査役は、当社社内規程に従い常時これらの文書を閲覧できるものとする。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全、環境、防災、品質、コンプライアンス、輸出管理等に係るリスクについては各業務担当部門にて規則・ガイドラインの制定、運用の監視等を行うことで対応し、当社及びグループ会社の全社的な事業の推進に係るリスクについては、取締役会、経営会議等において多面的に審議し、その決定に従い、対応する。

4. 当社の取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

当社では当社グループの全社的な目標として年度方針を定め、取締役はその管掌部門においてその方針に基づいた部門別目標を策定し、その実施状況を取締役会又は経営会議にて報告する。

また、重要事項については各規則に定める職務分掌及び意思決定のルールに従い取締役会、経営会議等により十分に審議をすることにより、関連部門における意思統一を得ることで当該事項の効率的な執行をする。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の子会社の取締役等の職務執行の効率性及び当社への報告のための体制

各グループ会社は、当社年度方針に沿って設定した目標とその実施状況について、毎年定期的に行われる事業計画審議会で報告し、さらに業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告する。

グループ会社は、経営上重要な事項を決定する場合は、グローバル経営管理規程等に基づき、稟議書等で当社に事前申請し、当社の承認を得るものとする。

(2) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ会社は、法令若しくは社内ルールの違反又は当該会社あるいは当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は都度、当社に報告することとする。

(3) 当社の子会社の取締役及び使用人の職務執行の適法性を確保するための体制

当社は、グループ会社の遵守すべき事項をアイダグループ行動指針及びグローバル経営管理規程に定めるとともに、アイダグループ企業倫理ホットライン制度を導入し、グループ会社の職務執行の適法性を確保する。また、当社管理部門は、グループ各社の遵守状況等をモニタリングする。

但し、グループ会社の当社への報告及び通報窓口の運用は、現地法に抵触しない範囲で実施するものとする。

6. 当社の監査役の補助使用人とその独立性及び監査役指示の実効性に関する事項

監査役からの要請がある場合には、監査役の指示に従い職務を補助する専任の使用人を配置するものとする。上記に定める使用人の人事異動及び人事考課については監査役の同意を必要とするものとする。また、当該使用人の指揮命令権は監査役に属するものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

7. 当社の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会のほか経営会議等に出席し、重要な報告を受ける。

取締役については、法に定める場合のほか、経営会議で決議された事項、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、毎月の経営状況として重要な事項、内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、重要な法令・定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事項等を発見したときは、その事実を監査役会に報告する。

また、当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、当社の監査役監査基準に従い、各監査役の要請に応じて必要な報告を行う。

当社及びグループ会社は、上記報告者が報告したことを理由として、不利な取扱いを受けないように、適切な措置を取る。

8. 当社の監査役監査の実効性を確保するための体制

監査役は代表取締役と定期的に会合をもち、また、必要に応じ都度取締役・使用人と協議し、又は報告を求めることができるものとする。

また、監査役の職務の執行について生ずる費用は、監査役監査基準に従い、予算化され、監査役が必要と認めるときは、相当かつ合理的な範囲で、弁護士等外部専門家を起用し、その費用を事前又は事後に、会社に請求できることとする。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を、企業基盤強化策の一環として位置づけ、財務報告の信頼性を確保するため、当社グループ全体の内部統制の整備・運用を行い、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。内部統制監査室は、健全かつ適切な内部統制を確保するために、定期的かつ継続的に内部統制の整備及び運用状況を評価し、必要な是正・改善措置を提言するものとする。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断する。

②内部統制システムの運用状況の概要

当社における適正かつ効率的な業務執行については、経営に与える影響が大きいと思われる重要事項に関して、取締役会・経営会議等で審議・共有し、必要に応じ対応策の協議を行なっております。当事業年度においては、取締役会を11回、経営会議を12回開催いたしました。なお、日常的な業務運営に係るリスクについては各業務部門が中心となり、全社横断的な各種委員会を通じて、安全、品質、輸出管理、製造物責任等の各種リスクに適切に対応しております。また、コンプライアンスについては外部弁護士や社内に内部通報窓口を設けており、法令遵守の実効性向上に努めております。

当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正確保については、月次で各グループ会社の業績や施策の進捗状況が取締役会や経営会議に報告されるとともに、各グループ会社で定期的開催される経営会議の内容も本社経営陣と共有されています。また、年に2回開催される事業計画審議会では業績の進捗確認がなされるとともに、各グループ会社の抱える課題やリスクが共有され、対応策が協議されています。更に、内部統制監査室は各グループ会社の内部統制やコンプライアンス遵守状況等につき定期的なモニタリングを実施するとともに、監査役や内部統制監査室による各グループ会社への往査が定期的に行なわれております。

なお、監査役や社外取締役は、取締役会に出席し月次の業績報告などを受けて意見を述べることに加え、経営会議や事業計画審議会にも出席し意見を述べております。また、各業務部門は監査役や社外取締役の求めに応じて速やかに報告を実施しております。

このように、当社の内部統制システムは有効に機能していると判断しております。

(2) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社取締役会は、特定の者による当社の財務及び事業の方針の決定に影響を及ぼすことが可能な数の当社株式を取得することを目的とする大規模な買付行為が行われようとする場合、これに応じるか否かは、株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社の経営には、その主たる事業であるプレス機械事業に関する高度な専門知識を前提とした特有の経

営のノウハウや、取引先及び顧客等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者にこれらに関する十分な理解がなくては、株主共同の利益を毀損してしまう可能性があります。

上記の大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価の妥当性に関して株主の皆様が短期間で適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。

以上のことを考慮し、当社としましては、上記買付者は、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って、必要かつ十分な当該買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該買付行為を開始すべきであると考えております。

また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が明らかに濫用目的によるもの又は不適切なものと認められ、その結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、株主共同の利益を著しく損なうと認められるものもないとはいえません。当社は、かかる買付行為に対して、当社が設定し事前に開示する一定の合理的なルールに従って適切と考える方策をとることも、株主共同の利益を守るために必要であると考えております（以上の考え方を、以下「会社支配に関する基本方針」といいます）。

②当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、下記③に記載しているもののほか、以下の取組みを行っております。

当社グループは、成形システムビルダとして発展し、人と社会に貢献することを企業理念として掲げ、長期的に成形システム分野で世界の「トップランナー」となることを経営戦略の柱とし、グローバル市場において多様な顧客の異なる価値観・ニーズに対応する成形システム商品の技術開発・商品開発に注力しております。また、国内5ヶ所の生産拠点に加え、海外ではアメリカ、イタリア、マレーシア、中国の計4ヶ所の生産拠点、更には世界19ヶ国に展開する販売サービス拠点をフルに活用することで、世界中の顧客に対して高品質の商品とサービスを迅速に提供しております。

近年は、自動車産業における「CASE」への取組みを背景に、「電動化」「軽量化」「自動運転化」の流れがますます加速しています。また、お客様の生産現場において、生産設備の自動化・デジタル化による生産性向上や、省エネ・脱CO₂といった環境負荷低減に向けた取組みも待ったなしの状況です。先行き不透明な時代においても、当社グループはこのようなお客様の普遍的な課題に対して解決策を提供することで、お客様とともに成長していくということを経営の基本方針とし、持続的成長と企業価値拡大を実現してまいります。

2020年度よりスタートした中期経営計画（2020年度～2022年度）においては、このような経営方針に基づき、①技術革新、②経営基盤強化、③収益力向上、という3つの基本施策を軸に、①プレス事業、②自動機・FA事業、③保全・近代化事業といった3つの事業ごとに事業別重点施策に取り組んでおります。

当社グループは、このような取組みにより、金属その他各種素材に対応する独創的な成形システムの開発・製造・販売・サービスを通じて、株主、顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーと長期的な信頼関係を構築して、企業理念に掲げる人と社会への貢献を実現していく所存です。

上記取組みは、当社グループの企業価値を向上させ、その結果、株主共同の利益を著しく損なう大規模買付者が現れる危険性を低減するものであるため、会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。また、このような取組みは、当社グループの企業価値を向上させるものであるため、株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。

③会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当該取組みとして、2019年5月14日開催の当社取締役会において、（i）特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注1）の買付行為、又は（ii）結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（注2）（以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます）を対象とする大規模買付ルール（以下「大規模買付ルール」といいます）を設定するとともに、大規模買付者に対する一定の対応方針（以下「本対応方針」といいます）を継続することを決議し、2019年6月26日開催の当社定時株主総会において承認をいただいております。

大規模買付ルールは、大規模買付者には、必要かつ十分な当該大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事

前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始すべきであるとしております。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、独立の外部専門家等の助言を受けながら大規模買付行為について慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします（注3）。

本対応方針の下では、大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されなかった場合又は大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当該大規模買付行為が株主共同の利益を著しく損なうため、対抗措置を発動することが相当であると認められるときには、当社取締役会は、新株予約権の発行その他所定の対抗措置をとる場合があります。

本対応方針の詳細につきましては、2019年5月14日付プレスリリース「会社の支配に関する基本方針及び大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」（当社ホームページ：<https://www.aida.co.jp>）をご参照ください。

（注1）「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

（注2）いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。

（注3）必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社株主の皆様に対し代替案の提示も行います。

④本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること、株主共同の利益を損なうものではないこと及び会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと並びにその理由

・本対応方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応方針、特別委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応方針は、大規模買付者が必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付者の大規模買付行為が株主共同の利益を著しく損なうものと当社取締役会が判断した場合には、かかる大規模買付者に対して当社取締役会は株主共同の利益を守るために適切と考える対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本対応方針は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

・本対応方針が株主共同の利益を損なうものではないこと

上記①記載のとおり、会社支配に関する基本方針は、株主共同の利益を尊重することを前提としています。本対応方針は、かかる会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計され、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応方針によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本対応方針が株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応方針の発効・延長及び有効期限前の廃止が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主が望めば本対応方針の廃止も可能であることは、本対応方針が株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

なお、本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

・本対応方針が会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応方針は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本対応方針の規定に従って行われます。当社取締役会は単独で本対応方針の発効・延長を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大規模買付行為に関して当社取締役会が対抗措置をとる場合など、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、必要に応じて独立の外部専門家等の助言を得るとともに、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ必ず諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本対応方針には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

さらに、本対応方針においては、一旦対抗措置をとることを決定した後であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、当該対抗措置の発動を中止することができるものとされており、本対応方針はデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

加えて、当社の取締役任期は1年であり、期差任期制は採用しておりませんので、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以上から、本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

連結株主資本等変動計算書

〔 自 2020年 4 月 1 日 〕
〔 至 2021年 3 月31日 〕

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年 4 月 1 日残高	7,831	12,415	56,536	△4,917	71,864
連結会計年度の変動額					
剰余金の配当			△1,889		△1,889
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,316		1,316
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		7		80	87
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	7	△572	79	△485
2021年 3 月31日残高	7,831	12,423	55,963	△4,838	71,379

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
2020年 4 月 1 日残高	2,638	47	△773	253	2,166	139	669	74,840
連結会計年度の変動額								
剰余金の配当							△23	△1,912
親会社株主に帰属する 当期純利益								1,316
自己株式の取得								△0
自己株式の処分								87
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	2,231	△186	1,183	△43	3,184	△48	37	3,173
連結会計年度中の変動額合計	2,231	△186	1,183	△43	3,184	△48	13	2,665
2021年 3 月31日残高	4,869	△139	410	210	5,351	91	683	77,505

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社23社

主要な連結子会社の名称

- (日本)
株式会社 R E J
- (中国)
会田工程技术有限公司、会田鍛压机床有限公司
- (アジア)
アイダグレイターアジアPTE.LTD.
アイダエンジニアリング (M) SDN.BHD.
アイダマニュファクチャリング (アジア) SDN.BHD.
- (米州)
アイダアメリカCORP.
- (欧州)
アイダS.r.l.

前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社アクセスについては、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、当連結会計年度より連結の範囲から除いております。

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、一部の在外子会社は12月31日が決算日ありますが、これらの会社につきましては連結決算日における仮決算による計算書類にて連結しております。

その他の連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

②デリバティブ 時価法

③たな卸資産

製品・仕掛品 主として個別法による原価法（収益性低下による簿価切下げの方法）

原材料 主として先入先出法による原価法（収益性低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（当社及び国内連結子会社は5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ（リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②製品保証引当金 製品の引渡後に発生する費用支出に備えるため、主として保証期間内における補修費用の見込額を計上しております。

③賞与引当金 従業員賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

④役員賞与引当金 役員賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

⑤受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末時点で将来の損失が確実に見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、将来の損失見込額を計上しております。

⑥株式給付引当金 株式給付規程に基づく従業員及び役員株式給付規程に基づく役員への当社株式又は金銭の給付に備えるため、当連結会計年度末における給付見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

工事契約に係る収益及び費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については、主に工事完成基準を適用しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段） 為替予約

（ヘッジ対象） 外貨建予定取引

ヘッジ方針 デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段との関係が直接的であるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

②退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主に給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時に一括費用処理することとしております。

・小規模企業等における簡便法の採用

一部の国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

④連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用）

2020年3月27日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）においてグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目について、企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づき繰延税金資産及び繰延税金負債の額について計算しております。

(表示方法の変更)

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

当社グループは、新型コロナウイルスの感染拡大による社会活動・経済活動への影響は翌連結会計年度も一定期間継続するとの仮定のもと会計上の見積りを行っております。

1. 工事進行基準

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高	23,347百万円
売掛金	7,454百万円

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、工事契約に関して、工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用し、この要件を満たさない場合には工事完成基準を適用しております。

当社グループは、工事進行基準を適用する場合には、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度を合理的に見積り、これに応じて当期の工事収益及び工事原価を連結損益計算書に計上しております。

これらの見積りは、過去の実績や外部環境に関する情報等を総合的に勘案し算出しております。

そのため、想定を超える材料の値上げや工数の追加等により、当該見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降において、利益又は損失が計上され、連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失	686百万円
有形固定資産及び無形固定資産の合計額	22,130百万円

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、資産又は資産グループに減損が生じている可能性を示す事象がある場合には、減損損失を認識するか否かの判定を行っております。この判定は、資産又は資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行い、資産又は資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を認識しております。なお、回収可能価額は使用価値及び正味売却価額により測定しており、いずれか高い方の金額としております。

減損損失を認識するか否かの判定や使用価値の算定において用いられる将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画に基づく将来の収支予想と外部環境に関する情報等を総合的に勘案し算出しております。なお、当該見積りには、各事業に影響を及ぼす市況の見込みなどの仮定を用いております。

そのため、市況の悪化や各事業の収益力の低下等により、当該見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降において、減損損失が計上され、連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金 971百万円

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、貸倒見積高の算定にあたり、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて、債権を一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等の三つに区分することとしております。

一般債権については、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定することとしております。

貸倒懸念債権については、債権の状況に応じて、財務内容評価法又はキャッシュ・フロー見積法により貸倒見積高を算定することとしております。

破産更生債権等については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高（財務内容評価法）とすることとしております。

これらの見積りは、過去の実績や債務者に関する情報等を総合的に勘案し算出しております。

そのため、当該見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降において、利益又は損失が計上され、連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,825百万円

（繰延税金負債と相殺後の金額 249百万円）

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。課税所得の見積りは、事業計画に基づく将来の収支予想と外部環境に関する情報等を総合的に勘案し算出しております。なお、当該見積りには、各事業に影響を及ぼす市況の見込みなどの仮定を用いております。

そのため、市況の悪化や各事業の収益力の低下等により、当該見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度以降において、繰延税金資産の追加計上又は取り崩しが必要となるなど、連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

- | | |
|--|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 33,288百万円 |
| 2. 固定資産の取得価格から直接控除した国庫補助金・保険金等による圧縮記帳累計額 | |
| 建物及び構築物 | 941百万円 |
| 機械装置及び運搬具 | 893百万円 |
| その他（工具器具及び備品） | 1百万円 |

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| 1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数 | |
| 普通株式 | 69,448,421株 |
| 2. 剰余金の配当に関する事項 | |
| 配当金支払額 | |

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,889百万円	30.00円	2020年3月31日	2020年6月30日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるものの
次の通り付議します。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,263百万円	20.00円	2021年3月31日	2021年6月29日

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）に関する事項

	発行決議日 (取締役会)	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	
第5回新株予約権	2007年9月10日	12個	普通株式	12,000株
第6回新株予約権	2008年9月8日	16個	普通株式	16,000株
第7回新株予約権	2009年9月7日	35個	普通株式	35,000株
第8回新株予約権	2010年9月7日	30個	普通株式	30,000株
第9回新株予約権	2011年9月13日	22個	普通株式	22,000株
第10回新株予約権	2012年11月13日	23個	普通株式	23,000株
第11回新株予約権	2013年9月10日	15個	普通株式	15,000株
第12回新株予約権	2014年9月9日	10個	普通株式	10,000株
第13回新株予約権	2015年9月8日	10個	普通株式	10,000株
第14回新株予約権	2016年9月13日	13個	普通株式	13,000株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達は金融機関からの借入によっております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権、未収入金（ファクタリング債権等）は、顧客の信用リスクに晒されております。またグローバルに事業展開をしていることから生じる外貨建の売掛金は、為替の変動リスクに晒されていますが、為替変動リスクを軽減するため、先物為替予約等を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主として株式であり、価格変動のリスクに晒されております。

営業債務である買掛金、電子記録債務、未払金は、ほとんどが6ヶ月以内の期日であります。また、その買掛金の一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替変動のリスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建の営業債権の範囲内にあります。

借入金は、主に設備投資、研究開発投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済期日は最長で5年以内であります。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替変動のリスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について営業及びサービス担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても、当社の債権管理規程に準じて、同様の処理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティリスクを軽減するために、信頼性の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当連結会計年度の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

②市場リスクの管理

当社グループは、外貨建の営業債権債務について、為替の変動リスクを回避するため先物為替予約等によるヘッジをしております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ

取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	31,705	31,705	—
(2) 受取手形及び売掛金、電子記録債権	21,825	21,825	—
(3) 未収入金	985	985	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	9,504	9,504	—
資産計	64,021	64,021	—
(1) 買掛金、電子記録債務	7,504	7,504	—
(2) 未払金	1,114	1,114	—
(3) 短期借入金	1,297	1,297	—
(4) 長期借入金	1,500	1,501	1
負債計	11,416	11,417	1
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引（※）	△208	△208	—
ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引（※）	△257	△257	—

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金は預入期間が短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金、電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

その他有価証券において種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：百万円）

	種類	取得原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	2,525	9,504	6,979
	小計	2,525	9,504	6,979
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		2,525	9,504	6,979

負 債

(1) 買掛金、電子記録債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 短期借入金

これらの時価は元利金の合計額を新規に同様の借入を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(4) 長期借入金

これらの時価は元利金の合計額を新規に同様の借入を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次の通りであります。

通貨関連

(単位：百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	88	—	△3	△3
	ユーロ	3,366	116	△144	△144
	人民元	1,535	—	△60	△60
	合計	4,990	116	△208	△208

(注) 時価の算定方法

為替予約取引 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

② ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次の通りであります。

通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ取引の種類等	主な ヘッジ対象	契約額等		時価
				うち1年超	
原則的 処理方法	為替予約取引 売建				
	米ドル		2,450	206	△125
	ユーロ		957	—	△57
	円		90	—	3
	人民元		864	170	△69
	買建	外貨建 予定取引			
	米ドル		19	—	0
	ユーロ		490	—	△2
	円		167	—	△8
	人民元		49	—	2
	合計		5,090	376	△257

(注) 時価の算定方法

為替予約取引 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる主な金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
その他有価証券 非上場株式	339
合計	339

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産（4）投資有価証券」に含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

開示すべき重要な賃貸等不動産はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1,285円38銭

(注1) 1株当たり純資産額を算定する為の普通株式の自己株式数においては、2021年3月31日現在において株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が所有する当社株式3,464,000株を自己株式として会計処理していることから、1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数は、当該株式を控除して算出しております。

1株当たり当期純利益 22円07銭

(注2) 1株当たり当期純利益を算定する為の普通株式の期中平均株式数においては、株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が所有する当社期中平均株式3,441,704株を自己株式として会計処理していることから、普通株式の期中平均株式数は、当該株式を控除して算出しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

〔 自 2020年 4 月 1 日 〕
〔 至 2021年 3 月31日 〕

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	その他利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		配当準備積立金	研究開発積立金	為替変動積立金	株式消却積立金	買換資産圧縮積立金
2020年 4 月 1 日残高	7,831	12,425	－	12,425	1,957	1,370	5,400	2,000	4,690	998
当期の変動額										
買換資産圧縮積立金の取崩										△15
剰余金の配当										
当期純利益										
自己株式の取得										
自己株式の処分			7	7						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	－	－	7	7	－	－	－	－	－	△15
2021年 3 月31日残高	7,831	12,425	7	12,433	1,957	1,370	5,400	2,000	4,690	983

	株主資本					評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
	その他利益剰余金		利益剰余金 合計							
	別途 積立金	繰越利益 剰余金								
2020年4月1日残高	6,710	16,566	39,694	△4,917	55,032	2,640	29	2,669	139	57,842
当期の変動額										
買換資産圧縮積立金の取崩		15	－		－					－
剰余金の配当		△1,889	△1,889		△1,889					△1,889
当期純利益		4,414	4,414		4,414					4,414
自己株式の取得				△0	△0					△0
自己株式の処分				80	87					87
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）						2,229	△161	2,067	△48	2,019
事業年度中の変動額合計	－	2,540	2,525	79	2,612	2,229	△161	2,067	△48	4,631
2021年3月31日残高	6,710	19,106	42,219	△4,838	57,645	4,870	△132	4,737	91	62,474

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

関係会社株式 移動平均法による原価法

其他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ 時価法

(3) たな卸資産

製品・仕掛品 個別法による原価法 (収益性低下による簿価切下げの方法)

原 材 料 先入先出法による原価法 (収益性低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く) 定額法

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く) 定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5 年) に基づく定額法によっております。

(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ (リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額) とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品保証引当金 製品の引渡後に発生する費用支出に備えるため、主として保証期間内における補修費用の見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金 従業員賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(5) 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末時点で将来の損失が確実に見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、将来の損失見込額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用については、その発生時に一括費用処理することとしております。

・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取り扱いが連結貸借対照表と異なります。

(7) 株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員及び役員株式給付規程に基づく役員への当社株式及び金銭の給付に備えるため、当事業年度末における給付見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

工事契約に係る収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性がみとめられる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については、主に工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段）

為替予約

（ヘッジ対象）

外貨建予定取引

③ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段との関係が直接的であるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用）

2020年3月27日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）においてグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目について、企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づき繰延税金資産及び繰延税金負債の額について計算しております。

(表示方法の変更)

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

当社は、新型コロナウイルスの感染拡大による社会活動・経済活動への影響は翌事業年度も一定期間継続するとの仮定のもと会計上の見積りを行っております。

1. 工事進行基準

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高 14,729百万円
売掛金 5,674百万円

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、工事契約に関して、工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合には工事進行基準を適用し、この要件を満たさない場合には工事完成基準を適用しております。

当社は、工事進行基準を適用する場合には、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度を合理的に見積り、これに応じて当期の工事収益及び工事原価を損益計算書に計上しております。

これらの見積りは、過去の実績や外部環境に関する情報等を総合的に勘案し算出しております。

そのため、想定を超える材料の値上げや工数の追加等により、当該見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度以降において、利益又は損失が計上され、計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,175百万円
(繰延税金負債と相殺後の金額 -百万円)

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。課税所得の見積りは、事業計画に基づく将来の収支予想と外部環境に関する情報等を総合的に勘案し算出しております。なお、当該見積りには、各事業に影響を及ぼす市況の見込みなどの仮定を用いております。

そのため、市況の悪化や各事業の収益力の低下等により、当該見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度以降において、繰延税金資産の追加計上又は取り崩しが必要となるなど、計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 保証債務

子会社の銀行取引に関する保証債務

アイダS.r.l.

3,342百万円
(25,760千ユーロ)

会田工程技術有限公司

148百万円
(8,820千中国元)

2. 有形固定資産の減価償却累計額

20,567百万円

3. 固定資産の取得価格から直接控除した国庫補助金・保険金等による圧縮記帳累計額

建物

941百万円

構築物

0百万円

機械及び装置

893百万円

車両運搬具

0百万円

工具器具及び備品

1百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権

9,483百万円

短期金銭債務

1,481百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

12,827百万円

仕入高

1,094百万円

販売手数料

28百万円

営業取引以外の取引高

911百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

9,753,258株

(注) 自己株式数については、2021年3月31日現在において株式会社日本カストディ銀行（信託EIO）が所有する当社株式3,464,000株を自己株式数に含めております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	3,782百万円
減価償却費	532百万円
貸倒引当金	412百万円
たな卸資産	406百万円
賞与引当金	231百万円
株式給付引当金	121百万円
長期未払金	69百万円
製品保証引当金	42百万円
その他	366百万円
繰延税金資産小計	5,964百万円
評価性引当額	△4,788百万円
繰延税金資産合計	1,175百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△2,105百万円
買換資産圧縮積立金	△434百万円
その他	△178百万円
繰延税金負債合計	△2,718百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△1,542百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	アイダ アメリカ CORP.	アメリカ オハイオ州	千米ドル 32,709	プレス機 械 の製造・販 売・サービ ス	直接100%	兼任 3名	(注1) 当 社 製 品 の 製 造 委 託 等	売上	4,615	売掛金	913
								—	—	前受金	837
子会社	アイダ S.r.l.	イタリア プレシア市	千ユーロ 30,000	プレス機 械 の製造・販 売・サービ ス	直接100%	兼任 3名	(注1) 当 社 製 品 の 製 造 委 託 等	—	—	(注2) 債務保証	3,342
								—	—	(注3) 短期 貸付金	1,297
								(注5) 受取利息	7	(注5) 未収利息	0
								売上	2,442	売掛金	1,130
								—	—	前受金	234
子会社	アイダ ヨーロッパ GmbH	ドイツ ワイン ガルテン市	千ユーロ 200	プレス機 械 の販売・サ ービス	直接100%	—	(注1) 当 社 製 品 の販売等	貸付金の 実行	1,391	(注4) 短期 貸付金	1,459
								(注5) 受取利息	2	(注5) 未収利息	2
子会社	会田工程技 術有限公司	中国 上海市	千人民元 168,857	プレス機 械 の販売・サ ービス	直接100%	兼任 1名	(注1) 当 社 製 品 の販売等	売上	2,354	売掛金	1,648
								—	—	前受金	97
子会社	会田鍛压机 床有限公司	中国 江蘇省 南通市	千人民元 170,237	プレス機 械 の製造・販 売	直接61.8% 間接38.2%	兼任 1名	(注1) 当 社 製 品 の 製 造 委 託 等	資金回収	863	短期 貸付金	703
								(注5) 受取利息	31	(注5) 未収利息	0

(注1) 当社製品の販売及び製造委託等については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

(注2) 債務保証については、アイダS.r.l.の銀行取引について債務保証を行ったものであり、期末残高は2021年3月末残高であります。

(注3) アイダS.r.l.の短期貸付金に対して、598百万円の貸倒引当金を計上しております。

(注4) アイダヨーロッパ GmbHの短期貸付金に対して、722百万円の貸倒引当金繰入額及び722百万円の貸倒引当金を計上しております。

(注5) 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

1,045円02銭

(注1) 1株当たり純資産額を算定する為の普通株式の自己株式数においては、2021年3月31日現在において株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が所有する当社株式3,464,000株を自己株式として会計処理していることから、1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数は、当該株式を控除して算出しております。

1株当たり当期純利益

74円00銭

(注2) 1株当たり当期純利益を算定する為の普通株式の期中平均株式数においては、株式会社日本カストディ銀行（信託E□）が所有する当社期中平均株式3,441,704株を自己株式として会計処理していることから、普通株式の期中平均株式数は、当該株式を控除して算出しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。